

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握及び予防接種法による給付の支給又は実費の徴収の管理 ・口座情報の管理、異動、照会 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア。
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表14の項、別表126の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2（平成26年内閣府・総務省令第5号） 3. 番号法第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26,153,154の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29,153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康対策課
②所属長の役職名	健康対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康対策課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-5536
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへアクセスが可能な環境について、パスワード認証及び利用するパソコンも限定しており、アクセス可能な職員については、人事異動表及び事務分掌等で適切に管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正アクセスがないことを確認している。 これらのことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月15日	Ⅰ 関連情報 3 個人番号の利用 ② 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の2項並びに内閣府・総務省令第10条、第67条の2 ・事務の概要中③の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については次のとおり。 ① 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ② 番号法第19条第6号(委託先への提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表14の項、別表126の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法令変更による
令和7年1月15日	Ⅰ 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、17、18、19、115の2項並びに内閣府・総務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、16の3、115の2項並びに内閣府・総務省令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26,153,154の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29,153の項	事後	法令変更による
令和7年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月15日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	新様式移行による
令和7年1月15日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 システムへアクセスが可能な環境について、パスワード認証及び利用するパソコンも限定しており、アクセス可能な職員については、人事異動表及び事務分掌等で適切に管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正アクセスがないことを確認している。これらのことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式移行による